

人と人のつながりを大切にしていきたい！

高田 絵美 さん



たかだ えみ さん / 昭和56年12月生まれ / 興農事業協同組合に勤務 / 最上

青春

くろ-ずあつぷ

「目の前にあることを着実にやっていきたい」と話してくれたのは興農事業共同組合に創設以前から携わっている高田さん。主に化成肥料の輸入・販売や、組合員のための外国人研修生の受け入れ、中国語の通訳を担当し、多忙な毎日を送っている。

高田さんは津別中学校卒業後、北見緑陵高校へ進学。部活は陸上部に所属し全道大会へ出場するほどの実力の持ち主。

中国語を習得した理由について尋ねると、札幌の大学時代に、祖

父が中国人、祖母が日本人の家系に生まれた友人と知り合えたことや、実家で中国人研修生を受け入れていたことで、中国に興味を持つたこと、相手の言葉を理解できれどと思い、中国での語学留学を決めました。在学中には工場見学や農村の散策、日本語学校の臨時講師などをしながら2年を中国の大連で過ごしていたそうです。高田さんの夢を聞くと、「最近兄が結婚したこともあり、私も幸せな家庭を築きたいです」と話してくれました。

温故知新

【367】

踊りは生きがい

伊原 ヨシエ さん



いはら よしえ さん / 昭和2年5月、津別町相生で生まれる / 趣味も多彩で毎日を元気に過ごす / 81歳 / 高台在住

「主人は新聞記者もしていて、農作業の最中でも突然いなくなつたと、6年前に亡くなったご主人の話が始めたヨシエさん。相生の農家に生まれ、結婚は20歳の時らしい」と他人事のように笑う。「主人の達雄さんが20年前、病に倒れ、入院を繰り返したためいつも傍らに付き添い二人三脚の日々を過ごしてきた。自身も50歳過ぎに病気を患い、2年間は何もできなかったといふ。体が思つようにならず、周りにも迷惑を掛け、そんな中「踊りでも見に来たら気も晴れるよ」と民舞教室に誘

われ、先生からの「少し身体を動かさないさい」の一言に、踊りとの付き合いが始まる。「人生いろいろやっただと、踊りだけは休んだことがない」といふように、これまで二度の皆勤賞を受けている。旭川や北見での発表会や夏まつりの千人踊り、町民文化祭にいちいの園への慰問と披露の場も数多く、毎年踊りが変わって覚えるのも大変だけれど、皆さんの意気顔をみると凄く幸せ」といふ。他にも楽しみは、ゲートボールにパークゴルフ、カメラやビデオ撮りなど多彩。なかでも、ビデオは「主人が病気で倒れた時から記録にと始めたもので、踊りの発表会でも活躍してきた。最近家族に心配されて自重きみだが、自らの運転で何処にも出かけてきた行動派。「子どもや周りの人たちに元気をもらい、今の自分がある。踊りは生きがい」と、まだまだ意欲的に行動するヨシエさん。「主人を亡くしてから、5年間は娘さんの力を借り、収穫時期などは昼夜もなく必死で働き農家を続けてきた。周りからは「大変だね」と言われたが、「好きでやってきたことだから」と控えぬ。茶の間の壁いっぱい写真を飾り、「高台はあちゃん」と言つて心孫が訪ねてくるのを楽しみに、間近に迫った町民文化祭の舞台に向け、練習に励む日々が続く。

健康いきいき

高齢者虐待防止に向けて！

介護保険制度が普及する中、高齢者に対する身体的、心理的な虐待が社会的な問題になっており、平成18年4月1日からは高齢者虐待防止法が施行になっています。

高齢者に対する家庭内での虐待は、やむにやまれぬ悲しい事情の背景があったり、社会的に孤立している場合、虐待者自身が身体的・精神的問題を抱えている場合など複雑な要素が重なりに起きています。高齢者虐待とは

高齢者虐待防止法では、身体的虐待（叩く、蹴る、つねる等）、心理的虐待（怒鳴る、無視する、子供扱いする等）、介護の放棄・放任（食事が用意されない、必要な介護を受けさせない等）、経済的虐待（年金を無断で使う、勝手に財産を処分する等）、性的虐待（本人がいやがる性的行為、失禁したパンツに裸で放置する等）を、高齢者虐待と位置づけています。高齢者虐待防止ネットワーク会議が設置されています。町では、介護サービス事業者

や病院、自治会などと協力して、虐待防止や虐待を受けた高齢者の保護と家族の支援を行うため、昨年12月に「津別町高齢者虐待防止ネットワーク会議」を設置しました。この会議では、虐待を未然に防ぐためのシステムづくりや、虐待ケースが発生した際の対応を行っています。地域で高齢者や介護者を支えましょう

虐待の防止や早期発見のためには、地域の皆さんからの情報の協力が不可欠です。皆さんの周りで「虐待かな？」と思っていることはありませんか。隣り近所のちょっとした気づかいが高齢者と介護者を救うきっかけになります。

また、介護者の方で困っていることはありませんか。どんな小さなことでも一人で悩まず、次の窓口にご相談ください。問い合わせ先

津別町地域包括支援センター（役場内） ☎76-2158
北海道高齢者総合相談・虐待防止センター（札幌市） ☎011-2551-6156

暮らしを支える 税

扶養控除等と住民税について

年末調整や確定申告等の扶養親族（配偶者も含みます。）の控除については、その扶養される方の所得金額が38万円以下でなければなりません。収入金額が給与のみの場合は、103万円以下であれば所得金額が38万円以下になります。なお配偶者の場合、収入金額が給与のみの場合は103万円を超え141万円未満であれば所得金額に応じた配偶者特別控除の対象になります。

扶養等の控除の対象となる所得金額が38万円以下であれば所得税はかかりませんが、住民税は扶養等の控除の対象者でも所得金額によって均等割や所得割が課税される場合があります。

所得金額が28万円以下（給与収入であれば93万円以下）であれば均等割所得割とも課税されません。

所得金額が28万円を超え35万円以下（給与収入であれば93万円を超え100万円以下）の場合では均等割は課税されませんが所得割は課税されません。所得金額が35万円を超える（給与収入であれば100万円を超える場合）と均等割、所得割とも課税になります。所得割については所得控除により課税されない場合があります。